

令和2年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（10名）

1番	吉	永	直	子	2番	松	尾	正	貴
3番	白	水	祥	太郎	4番	迫		賢	二
5番	若	杉		優	6番	江	頭	大	助
7番	川	崎	英	彦	8番	野	口	明	美
9番	壽	福	正	勝	10番	金	堂	清	之

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（11名）

企業長	井上澄和	副企業長	武末茂喜
参与	佐々木康広	参与	小原博
局長	櫻井隆司	総務課長	山崎巖
浄水課長	重松岩敏	施設課長	平山幸生
料金課長	中島勝巳	水源対策課長	安藤敏洋
建設課長	藤野哲		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	山川誠治	書記	糸山明宏
書記	十時敬子		

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第10号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第1号 春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 春日那珂川水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第5号 春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 令和元年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第10号 令和2年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について

開会 14時00分

○江頭議長 皆さんこんにちは。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付をいたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

10番金堂清之議員、1番吉永直子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○江頭議長 御異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定いたしました。

日程第3、今次定例会に提出されております議案第1号から議案第10号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

井上企業長。

○井上企業長 本日、ここに令和2年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多用のところ御出席いただきまことにありがとうございます。

さて、水源確保の進捗状況でございますが、4つの確保策について、本年3月末の期限までに取水を開始できる見込みが立ちました。議員各位を初め、関係者の皆様には心から感謝申し上げます。

また、本年1月から、中国湖北省武漢市が発生源と思われる新型コロナウイルスの感染が拡大しており、今なお予断を許さない状況となっております。当企業団の対応といたしましては、新型インフルエンザに準じた取り扱いとし、新型インフルエンザ等対策行動計画にのっとり、1月22日に警戒本部を設置し、職員の感染予防を図り、感染拡大時においても水道の安定供給が図られるよう、事業継続計画の策定等に取り組んでおりますので、議員の皆様におかれましては今後とも御理解と御協力のほどよろしくお願ひいたします。

さて、本日提出いたしております議案は、議案第1号から議案第10号の10件でございま

す。

議案第1号は、春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、給水人口及び給水量について、水需要予測結果を踏まえた変更を行うため、所要の規定の整備を図るものでございます。

議案第2号は、春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、給与制度の総合的見直しの際に見送っていた地域手当について改定を行うとともに、その他構成団体に準じた所要の規定の整備を図るものでございます。

議案第3号春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第4号議案春日那珂川水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。

議案第8号は、春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、学校教育法の一部改正による水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者等の資格について所要の規定の整備を図るものでございます。

議案第9号は、令和元年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

収益的収入におきましては、主に水道料金、消費税及び地方消費税還付金の減額、加入負担金、長期前受金戻入、有価証券売却収益の増額等により、6,008万2,000円を増額するものです。

収益的支出におきましては、主に委託料、薬品費、受水費、減価償却費の減額、修繕費、資産減耗費の増額等により、5,988万円を減額するものです。

資本的収入におきましては、工事負担金の減額、旧安徳取水場用地及び東隈浄水場用地の一部売却による固定資産売却代金の増額により、1,178万6,000円を増額するものです。

資本的支出におきましては、主に設計業務委託料の減額、量水器等に係る諸設備費の減

額により、625万2,000円を減額するものです。

議案第10号は、令和2年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算についてでございます。

令和2年度の水道事業収益は30億8,662万8,000円で、前年度と比較しますと、水道料金は消費税及び地方消費税の引き上げ等に伴い増収、営業外収益は減収となっており、結果、前年度比約0.2%の増額となっております。

水道事業費用の総額は27億7,332万5,000円で、消費税及び地方消費税の引き上げとあわせ、主には漏水修理の修繕費、人件費、消費税及び地方消費税の増額、受水費、減価償却費、支払い利息の減額等により、前年度比約4.5%の減額となっております。

収益的収支の結果、令和2年度の税抜き後純利益は2億1,367万2,000円となっております。

次に、資本的収入の総額は3億4,267万円で、前年度比約37.4%の減額となっております。これは、企業債の借入額を3億円としたことが主な要因です。

資本的支出の総額は16億9,458万6,000円で、前年度比約7.7%の減額となっております。これは、水源開発に伴う工事費の減額が主な要因です。

結果、資本的収支の不足額は13億5,191万6,000円となり、内部留保資金等で補填いたします。

上程いたしました議案は、いずれも水道事業運営上、極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○江頭議長 企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

山崎総務課長。

○山崎総務課長 それでは、補足説明をいたします。

議案第1号でございます。

議案第1号に赤いインデックスがついております議案第1号関連資料というところをお開きください。

A4の横のサイズになっております。こちらのほう新旧対照表になっております。左側が新、右側が旧です。

現在のところ、旧、15万4,700人とあるところを15万5,300人と変更いたしますし、1日

最大給水量のところ、4万1,800立方メートルを4万2,700立方メートルと変更をさせていただくものでございます。これは、先ほど提案理由にもありましたように、水需給計画の結果によるものでございます。

次に、議案第2号です。

議案第2号は、春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これも、議案第2号の下に議案第2号関連資料というものがございます。こちらで御説明をいたします。

地域手当の改正でございます。地域手当、旧のところは第5条の中に100分の5とあるところ、これを改正案では100分の8.5というふうに変えさせていただくものでございます。それと、その前の前文、第1行目に給料、管理職手当というところで、新しいものに管理職手当を含んだというところでございます。

次に、議案第3号でございます。

こちらは、会計年度任用職員が創設されることによります所要の改正でございます。会計年度任用職員に対しましても分限の手続、効果等が必要でございますので、定めさせていただいております。議案関連の第3号、赤いインデックスのところをごらんください。右側に旧、左側に新というところで、アンダーラインを引いてるところが新しく制定する文言でございます。

次に、議案第4号の関連資料、赤いインデックスでお願いいたします。

こちらにつきましても、会計年度任用職員につきまして、懲戒の手續と効果に関する規定を設けるものでございます。これも会計年度任用職員が対象となりますように、ここに第3条に改正を載せさせていただいております。

次に、議案第5号の関連資料をごらんください。

一番下の赤いインデックスになります。

こちらにつきましても、会計年度任用職員は人事行政の運営の状況の公表に該当いたします。ですので、このところ、第3条の中に会計年度任用職員の文言を入れさせていただいております。

次に、議案第6号の関連資料をごらんください。

議案第6号関連資料、春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例でございます。

こちらも会計年度任用職員の創設に伴いまして所要の規定の改正を行うものでございます。7条と8条、それから次のページまで至っております。7条、8条の規定と、それと

20条のところに会計年度任用職員の文言が出てまいります。

次に、議案第7号をお願いいたします。

議案第7号議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、これも議案第7号の関連資料、赤いインデックスで申し上げます。5条の中に、会計年度任用職員も必要となります規定の改正を入れさせていただいております。

次に、議案第8号でございます。

議案第8号も赤いインデックスの関連資料でお願いをいたします。

これは、春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例でございます。これは、学校教育法が改正になりますて、それに伴いましての改正でございます。このところの第3条のところにその件の文言、それから次のページでございますが、4号の各号でございます。それと、次の3ページに至っておりますが、文言の改正でございます。

条例改正につきましては以上でございまして、次に議案第9号春日那珂川水道企業団の補正予算（第3号）になります。

これは、議案第9号の青いインデックスに続きまして赤いインデックスが2つ続いております。2つ目の議案第9号関連資料、お手元の資料の一番下のところに赤いインデックスがついております。このページを1枚めくっていただきますと、すみません、失礼しました。議案第9号説明資料でございます。説明資料のインデックスのついたページをめくっていただきますと、A3横の大きな紙が出てまいります。こちらで説明をさせていただきます。

議案第9号の令和元年度補正予算（第3号）でございます。

これは、収益的収入、支出、資本的収入、支出に分けて御説明いたしますが、上側のほうが収益的収入、下側が資本的収入、支出。左側が収入でございます。右側が支出でございます。

水道事業収益、一番上の段で6,008万2,000円の補正予定額を計上させていただいております。これによりまして、合計が31億7,051万円ということになります。

営業収益814万7,000円があります。その中には、給水収益が主なものでございます。給水収益が、その下の行の961万7,000円の減額。これにつきましては、節水広報の効果、年末等も行いました、この効果ではなかろうかというふうに考えております。

それから、その他営業収益、こちらは修理等でございます。

それから、営業外収益というのがございます。6,695万円の増額補正とさせていただいております。

その中の主なものとしましては、その下の加入負担金1,396万円。これは、工事の申し込みが多くなったということで増えております。

それから、長期前受金戻入1,550万3,000円というふうに計上させていただいております。これは、原町浄水場の膜モジュールの除却をいたしました。それで、国庫補助金の対象分の除却費の相当額を長期前受金戻入に計上するようになっておりますので、こちらに上げさせていただいております。

それから、消費税及び地方消費税還付金、こちらのほうが収入の減額ということでございます。3,470万2,000円の減額。

それから次が、営業外収益としまして有価証券の売却益等でございます。

あと、特別利益は、先ほどありましたが、これは東隈浄水場の一部を県に売却をいたしました。これの分でございます。

合計が6,008万2,000円ということになります。

次に、右側の上側をごらんください。

水道事業費用5,988万円の減額補正でございます。これによりまして、合計額が28億5,334万3,000円ということになります。

営業費用6,415万9,000円の内訳としましては、原水及び浄水費で1,067万6,000円。これは、入札残によるものが主なものでございます。

それから、配水及び給水費771万1,000円の増額とさせていただいております。これは、公道の漏水修理が発生したためでございます。

それから、業務費179万円の減は、委託料の入札減によるものです。

それから、下のほうに行きまして、受水費3,396万8,000円の減額になっております。これは、福岡市からの暫定融通分の減額でございます。

それから、減価償却費が9,849万1,000円と減額になっております。これは、繰越工事による取得年の違いによるものでございます。これによって減額が生じております。

それから、資産減耗費7,440万8,000円の増額。これは、機械及び装置の中の膜モジュール、先ほど申し上げました膜モジュールの残存というところで7,400万円を除却費として計上をいたしております。

それから、特別損失でございますが、427万9,000円ということで上がっておりまます。これは、安徳取水場を売却いたしておりました。県に売却した後の残地を売却いたしましたが、購入価格よりも売却価格のほうが安くなる分は売却損というところで計上をいたします。これが427万9,000円でございます。

収入総額31億7,051万円から事業費用28億5,334万3,000円、これが収支になります。

枠外をごらんください。

右側の白い余白のところに収益的収入、それから収益的支出が書いてございます。31億7,051万円から収益的支出の28億5,334万3,000円を差し引きますと、3億1,716万7,000円ということになります。これから税を抜きます。消費税を抜きますと2億548万9,000円ということになります。既決予定額との差額としましては、1億5,000万円の増額ということになります。

次に、資本的収入、支出に参ります。下側でございます。

資本的収入は、1,178万6,000円の補正増でございます。これは、工事負担金の減額、それと固定資産売却代金でございます。

固定資産売却代金1,322万6,000円、これは安徳取水場の残地、先ほど申し上げました分と東隈浄水場の堤防部分を県に売却したもの、これが1,322万6,000円あります。これの合計が1,178万6,000円の増額収入ということになります。

次に、右側の資本的支出をごらんください。

真ん中、625万2,000円の減額となっております。

この減額につきましては、主に配水施設整備費の中で委託の減。これは、業務委託をするんですが、関連事業の橋本橋というところの工事の分が事業が中止になりましたので、関連してこれが減ってくるというものでございます。

それから、その下に413万円ということで諸設備費がございます。これは、メーターの出庫分、それからパソコン関係の入札減等々によるものでございます。

合計が625万2,000円の減額をいたしまして、資本的収入は一番右の列、21億3,425万円ということになります。

枠外をごらんください。

資本的収支。資本的収入が5億5,955万7,000円、資本的支出が21億3,425万円、収入から支出を差し引きますと15億7,469万3,000円の不足額が生じます。これにつきましては、枠外の一番下、補填財源をごらんください。

消費税資本的収支調整額1億4,066万2,000円、それと過年度留保資金等14億3,403万1,000円ということで、15億7,469万3,000円の不足額を補填するものであります。

以上が議案第9号の補正予算の説明でございます。

次に、最後になりますが、議案第10号の説明資料、議案第10号の一番最後の赤いインデックスでございます。この赤いインデックスを1枚めくっていただきますと、ただいまの説明の表とよく似たものが出てきます。よろしいでしょうか。

議案第10号説明資料で申し上げます。

令和2年度当初予算でございます。表の見方の説明は省略させていただきます。

収益的収入及び支出で申し上げます。上の段の左側です。

2年度の当初予算案としましては30億8,662万8,000円。

この中では、主なものは料金収入でございます。2行下、給水収益、これが25億1,420万円の計上をさせていただいております。

その他営業収益は、これは原因者のある修理負担金でありますとか下水道の委託料でございます。

次に、営業外収益としまして4億6,009万3,000円計上させていただいております。

これは、工事の申し込み1億4,369万4,000円、それから他会計補助金としましては581万4,000円ですが、これは福岡地区水道企業団への補助金、それと児童手当でございます。

それから、長期前受金戻入2億9,729万9,000円。これは、受贈財産、要するに寄附でございますが、寄附採納した資産、それから工事負担金によって得た施設等、それから補助金等によって得た施設等でございます。この減価償却費に相当する分を長期前受金戻入として収入に上げます。これが2億9,729万9,000円となっております。

それから、その下です。その他営業収益、これは受取利息等でございます。

合計額の30億8,662万8,000円ということになります。

右側の表の上をごらんください。

水道事業費用です。水道事業費用は27億7,332万5,000円を計上させていただいております。

主なものとしましては、営業費用26億1,062万6,000円となります。

原水及び浄水費、これは浄水場の運転管理に係る費用でございます。3億9,358万8,000円。主なものは委託料、2億2,500万円程度ございます。

次、配水及び給水費、これは水を配るほうの費用でございます。1億3,543万2,000円。

これは、漏水修理でありますとか修理の委託料、動力費等でございます。

業務費、これは料金収納のための費用でございます。6,336万1,000円。検針の委託料等が主なものでございます。

総係費4億2,079万8,000円、これは主に人件費等でございます。人件費、それから庁舎管理等の費用でございます。

それから、議会費が441万7,000円、監査費68万円。

それから、受水費5億3,909万3,000円ということで、昨年度7億4,200万円に比べまして2億300万円程度減額になっております。これは、応援給水、応援をしていただいている

分の水量を減にしたためでございます。

それから、減価償却費は10億3,455万円。昨年度とさほどは変わりません。

資産減耗費につきましては1,870万7,000円ということになります。

それから、営業外費用でございます。1億5,269万9,000円。

これは、補助金342万9,000円。これは、福岡地区水道企業団に払うものでございます。

支払い利息1億385万3,000円でございます。これは、企業債を借りております。この利息でございます。

それから、消費税及び地方消費税が、今回は収入のほうが多くなりますので支払いになります。これが4,439万9,000円ということになります。

あとは雑支出と予備費でございます。

これによりまして、合計額、事業費用が27億7,332万5,000円ということになります。

枠外をごらんください。

収益的収支。収入額が30億8,662万8,000円、収益的支出27億7,332万5,000円、収支差し引きで3億1,330万3,000円ということになります。これを、税を抜きますと2億1,367万2,000円の純利益が出るということになります。

次に、資本的収入及び支出、下の段です。

資本的収入は3億4,267万円を計上いたしております。

企業債が3億円、昨年度よりも2億円少なく借り入れる予定としております。

あとは工事の負担金、それから出資金ということになります。出資金は4,072万2,000円、これは福岡地区水道企業団へ出資する分の金額で、構成団体からうちに入ってくる分でございます。

以上が3億4,267万円の内訳です。

次に、右側の資本的支出でございます。

合計額としましては16億9,458万6,000円を計上いたしております。

建設改良費の中では、11億4,953万9,000円でございます。この中に水源・浄水場施設整備費として7億4,344万5,000円、それから配水施設整備費としまして配管関係が3億2,095万7,000円、それから庁舎関連の設備の更新に4,452万8,000円計上をいたしております。

次に、企業債の償還金でございます。企業債の償還金は、ただいま借りております企業債の元金を返していくものでございます。5億332万5,000円ということになります。

それから、投資、これは福岡地区水道企業団へ払う分でございます。収入額がそのままそっくり出でています。4,072万2,000円ということになります。

それで、資本的支出額の合計額、一番上、16億9,458万6,000円ということになりますて、これは枠外をごらんください。

資本的収支というところでございます。収入額が3億4,267万円、支出額が16億9,458万6,000円になります。収入から支出を引きますと13億5,191万6,000円の不足が生じます。これにつきましては、一番下、補填財源、消費税資本的収支調整額9,819万6,000円と過年度留保資金の12億5,372万円、合計額13億5,191万6,000円ということで補填ができるということになります。

以上が議案第1号から議案第10号までの補足説明です。

以上です。

○江頭議長 これで提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あすは午後2時から本会議を開きます。

これをもちまして本日の会議を終了いたします。お疲れさまでした。

散会 14時34分